

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(104)」

2. 日時：平成29年4月25日（火）10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他8名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、「敷地の地質・地質構造」及び「敷地近傍の地質・地質構造（刈羽テフラについて）」に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

- ・刈羽テフラについては、G10 テフラとの同定結果並びに古安田層中及び大湊砂層中に確認される複数の火山灰の層準により、年代の考え方に矛盾がないことを確認した。
- ・これまで説明のあった敷地内の断層に活動性がないとする説明内容に変更がないことを確認した。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉
敷地近傍の地質・地質構造について（刈羽テフラについて）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉
敷地の地質・地質構造について